

全建事発第 104 号
令和 2 年 10 月 9 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について」は、令和 2 年 10 月 5 日付け全建事発第 101 号により通知したところですが、直轄工事における建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）の配置等の当面の取扱いについて、国土交通省より別添のとおり参考送付がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp